

# シンガポール県産品プロモーション・商談会業務仕様書

## 1 委託業務の名称

シンガポール県産品プロモーション・商談会業務

## 2 委託概要

コロナ禍における県内企業の海外販路開拓を支援するため、東南アジアの交易・経済拠点であり、マーケティングリサーチに最適な環境であるシンガポールで、期間限定のポップストアを開設し、動画や SNS を活用したプロモーション活動を行い、県産品の認知度と売上向上を図る。合わせて現地バイヤーとの商談会を実施し、継続取引の機会を提供するとともに、本格的な販路拡大を行う。

## 3 委託の期間

契約締結日から令和4年12月28日（水）まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 参加企業の募集・選定、商品選定、個別指導

#### ア 参加企業の説明会の開催

・説明会（オンライン可）を実施し、現地の最新市場動向や輸出に必要な事項について理解をさせた上で、当事業を紹介し、応募を呼び掛けること。

#### イ 参加企業の選定、商品の選定

・上記アおよび当機構が令和3年度の実施したシンガポールでのテストマーケティング事業の結果を踏まえ、売上が期待できる商品を中心に企業や商品を選定すること。

#### ウ 参加企業への個別指導の実施

- ・参加企業別に、PR資料作成や出品に関するサポート、輸送支援を実施すること。
- ・販売結果やマーケティング結果の集計・分析を行い、参加企業にフォローアップを実施すること。
- ・商談前のフォローアップ、商談結果のフィードバック及び継続取引に向けたサポートを実施すること。

### (2) ポップアップストアの実施

シンガポール小売店でのポップアップストアを開催。県産品の販売・PRによる認知度向上を図るとともに、海外展開に向けたマーケティング調査の実施のため、下記事項について企画・開催すること。

- ・開催期間：令和4年8月～10月頃 1ヶ月以上
- ・会場：立地条件が良く、十分な集客が見込まれる現地小売店  
SNSなど各種媒体を活用し、長期的なプロモーションを実施すること。  
県産品及び地域の魅力・特徴を現地消費者やバイヤーに訴求する装飾、商品陳列、動画等による効果的なPRを行うこと。
- ・対象企業：富山県内企業8社以上
- ・対象商品：食品、飲料（酒含む）、健康食品、日用雑貨（化粧品含む）等  
（常温品・冷蔵品・冷凍品を対象とする）16商品以上

- ・ 販売方法：委託販売方式
- ・ その他：現地消費者に対するマーケティング調査を実施すること。

(3) 現地バイヤー等とのオンライン商談会

商談候補先に対し、ポップアップストアを有効に活用したプロモーションを実施し、参加企業の商品への関心が高い現地バイヤーを選定し、オンライン商談の実施を企画・開催すること。

- ・ 開催期間：令和4年8月～10月頃 随時
- ・ 会場：オンライン形式
- ・ 参加バイヤー：実店舗バイヤー、現地バイヤー等
- ・ 対象企業：ポップアップストア参加企業
- ・ 商談件数：参加企業1社あたり、バイヤー3社以上の商談を確保  
参加企業1社あたり、バイヤー5社以上に対し、サンプル提供等による営業活動を実施すること。  
商談への同席、継続取引に向けたサポートを実施すること。

(4) 輸送サポート

国内指定場所からシンガポールへの商品の輸送、輸出手続き等

(5) 言語サポート

提出資料の英訳業務およびオンライン商談会時の翻訳業務、通訳手配

(6) その他

上記(1)～(5)に係る企画立案、手配・運営一式

## 5 成果品

事業終了後、令和4年12月28日までに実績報告を提出すること

## 6 全体スケジュール（予定）

- |       |   |
|-------|---|
| 5月    | 県内参加企業募集  |
| 6月    | 参加企業の選定・商品の決定   |
| 7月    | 商品輸送  |
| 8～10月 | ポップアップストアの開催、マーケティング調査の実施<br>売上・調査結果の分析、結果のフォローアップ<br>オンライン商談会の実施、フォローアップ |
| 12月   | 実績報告の提出   |

## 7 留意事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務で行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (3) 著作権等

- ・受託者の制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ・受託者が本事業で得られた財産の所有権や、成果の著作権は、原則として全て当機構に帰属する。
- ・受託者の使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

## 8 その他

仕様書に定めのない事項については、受託者と公益財団法人富山県新世紀産業機構が必要に応じて協議するもの。